

特定非営利活動法人 東米良創生会 会員規則

この団体は、東米良地域住民および環境に対して、現在および近未来に当面する様々な地域課題の解決に関する事業を行い、東米良地区の保全、伝統継承および村おこしに寄与するとともに日本国内の山村生活のモデルケースとなることを目的とする。

1) 入会・退会・休会・登録内容変更申請について

- ① **入会について** 当会員規則を承諾し別紙入会申込書に必要事項を記入の上、入会金・初年度の年会費（分割場合は初回分割分）と合わせて事務局に提出してください。
- ② **退会について** 申請（毎月15日まで）のあった翌月からの退会となります。16日以降の退会申請は翌々月の退会となりますのでご注意ください。なお、年会費の返還は致しませんのでご了承ください。月謝等の引落も同様の対応になります。
- ③ **休会について** 申請（毎月15日まで）のあった翌月からの休会となります。16日以降の休会申請は翌々月の休会となりますのでご注意ください。月謝等の引落も同様の対応になります。
- ④ **登録内容変更について** 速やかに事務局に会員氏名と変更内容を明記し提出ください。

②・③・④提出方法

 郵送・FAX・メールにて会員氏名および申請内容を明記して速やかに提出ください。

2) 会費について

① 会員区分 正会員・賛助会員

【正 会 員】	入会金	年会費
個人正会員	3,000 円	12,000 円
団体正会員	5,000 円	15,000 円
企業正会員	10,000 円	30,000 円
【賛 助 会 員】	入会金	年会費（寄付金）
個人賛助会員	0 円	3000 円
家族賛助会員	0 円	5000 円
団体企業賛助会員	0 円	10,000 円（1口）

② 納入方法について

入会時に入会申込書と一緒に入金金および初年度の年会費（分割場合は初回分割分）を納入ください。翌年度より口座引落（一括の場合4月末営業日。分割の場合

合は会員種別設定月末日)とさせていただきますので、口座引落申請書の提出をお願いします(現在システム構築中。整い次第ご連絡致します)引落手数料は会員負担となります。ご了承ください。

③ 年会費口数変更について

団体企業賛助会員の年会費口数の変更は事務局へご連絡ください。

④ 会員資格失効について

- ・1年以上の会費および参加費の納入がない場合
- ・会員として相応しくない行為やその他の事由で総会で承認された場合

3) 保険について

会員の中学生以下の会員は、当会の定期的な活動に参加する場合スポーツ安全保険の加入が必要です。別紙入会申込書をご覧の上、保険料の納入を現金でお願い致します。それ以外の会員については任意とさせていただきますので、入会申込書に加入の有無を記入をお願い致します。

4) 活動について

特非) 東米良創生会は会員の相互扶助の観点から様々な活動を支援していきます

- ・教室・イベントの参加費および特産品販売などを会員価格でご提供します。
- ・会員限定活動もあります。
- ・年4回の会報(FP)の配付
- ・団体企業賛助会員は1口より会報にて1回の寄付協賛団体企業として紹介が可能です。掲載希望の有無を入会申込書にご記入ください。
- ・会員は会報にて、お名前を寄付・賛助会員として掲載予定です。掲載の可・不可を入会申込書にご記入ください

5) 事務局のご案内

特定非営利活動法人 東米良創生会

〒881-1232 西都市大字銀鏡654 (東米良地区地域支援事業準備室 内)

TEL 0983-46-2852 FAX 0983-32-0162

メール higasimerand@yahoo.co.jp

(担当 石川 090-5733-5268)

※ **認定NPO法人**になるための基準の1つである

一人3000円以上の寄付100世帯を達成するために活動を推進していきます。

ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。